ゲルマニウム半導体検出器 入札関係書類

① 一般競争入札参加申込書兼競争入札参加資格確認申請書
② 入札公告（写し）
③ 入札説明書
④ 仕様書
⑤ 入札書（第１回、再入札用）
⑥ 見積書（入札不調時協議用）
⑦ 委任状
⑧ 入札の注意事項
⑨ 提出書類の注意事項
⑩ 契約書（案）（ひな型）
⑪ 誓約書
⑫ 事前協議申込書
⑬ 入札内訳書

＜ 担 当 ＞
兵庫県出納局管理課　物品係　坂林
〒６５０－８５６７
神戸市中央区下山手通５丁目１０番１号
TEL　０７８－３４１－７７１１（内線４９３７）

※物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されていない方は、「平成２２・２３年度物品関係入札参加資格審査申請書」に必要事項を記載し、必要書類を添付の上、上記①の申請書とともに平成２３年１２月１４日（水）午後４時までに、書面で提出願います。

※物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている方は、上記①の申請書に、物品関係入札参加資格審査結果通知書の写し及びカタログ等を添付の上、平成２３年１２月１４日（水）午後４時までに、提出願います。

様式第２号

一 般 競 争 入 札 参 加 申 込 書

兼競争入札参加資格確認申請書

平 成　　年　　月　　日

契約担当者

兵庫県知事　井 戸　敏 三　様

所　在　地

商号又は名称

代 表 者 名　　印

公告のあった下記調達に係る一般競争入札に参加する資格について確認されたく、確認書類を添えて入札申込みします。

なお、地方自治法施行令第１６７条の４第１項の規定に該当する者でないこと及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

記

１　入札件名　　ゲルマニウム半導体検出器

２　確認書類　　物品関係入札参加資格審査結果通知書（写し）　・　随時申請

３　連絡先（担当者）

所 属：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　　電 話：　　－　　－

氏 名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　　ＦＡＸ：　　－　　－

入札公告

次のとおり一般競争入札に付す。

平成23年12月8日

契約担当者
兵庫県知事　井　戸　敏　三

1　調達内容

(1)　調達物品及び数量
ゲルマニウム半導体検出器　一式

(2)　調達物品の特質等
調達物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。

(3)　納入期限
平成24年３月30日（金）

(4)　納入場所
財団法人ひょうご環境創造協会 兵庫県環境研究センター（神戸市須磨区行平町 3 丁目 1 番 29 号）

(5)　入札方法
上記（1）の物品について入札に付する。
落札決定に当たっては、入札金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額で入札すること。

2　一般競争入札参加資格

(1)　物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

(2)　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(3)　県の指名停止基準に基づく指名停止を、参加申込の期限日及び当該調達の入札の日において受けていない者であること。

(4)　会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

3　入札の参加申込及び入札の方法等

入札は、書面又は電子によるものとし、参加申込方法等については次のとおりとする。

(1)　書面による入札

ア 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
〒650-8567　神戸市中央区下山手通5丁目10番１号
兵庫県出納局管理課　担当　坂林
電話（078）341-7711　内線　4937　FAX（078）362-3928

イ 参加申込の期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間
平成23年12月8日（木）から同月14日（水）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の
午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

ウ 入札・開札の日時及び場所

平成23年12月21日（水）　午後3時00分　兵庫県庁西館1階　大入札室

エ 入札書の提出期限

ウの入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「郵送等」という。）による入札については、平成23年12月20日（火）午後5時までにアの場所に必着のこと。

(2) 電子入札

兵庫県電子入札共同運営システム（以下「電子入札共同運営システム」という。）の利用による入札（以下「電子入札」という。）を行う場合、その方法は以下による。

ア 参加申込の期間申込書

平成23年12月8日（木）午前9時から同月14日（水）午後4時まで（土曜日及び日曜日を除く。）

イ 入札の日時

平成23年12月19日（月）午後5時から同月21日（水）午後3時まで

ウ 開札日時及び場所は(1)ウに同じ

4 仕様確認について

(1) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札しようとする物品の仕様書との適合性について、次により必ず確認を受けること。

ア 受付期間

平成23年12月8日（木）から同月14日（水）まで（持参の場合は土曜日及び日曜日を除く。）、毎日午前9時から午後4時まで（持参の場合は、正午から午後１時までを除く。）

なお、電子入札共同運営システムによる場合は、平成23年12月8日（木）から同月14日（水）の午前9時から午後8時（土曜日及び日曜日を除く。12月14日（水）は午後4時までとする。）の間に提出すること。

イ 受付場所　前記3（1）アに同じ

ウ 提出書類

・ 事前協議申込書

・ 仕様を満たしていることを確認できるカタログ等

エ 提出方法　電子入札共同運営システム、持参又はFAXにより提出すること。

オ 確認の結果　平成23年12月19日（月）午後5時までに、入札者に通知する。

(2) 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記（1）ウの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(3) 入札者は、上記（1）オで認められた物品で入札すること。

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約希望金額（入札金額の100分の105）の100分の5以上の額の入札保証金の納入を求める場合がある。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険

証書を契約保証金に代えて提出すること。

(4)　入札に関する条件

ア　入札は、所定の日時及び場所に入札書を持参、郵送等により行うか、または電子入札をすること。

イ　入札者またはその代理人が同一事項について２通以上した入札でないこと。

ウ　同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は２人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

エ　連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

オ　代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。なお、電子入札の場合は、事前に承認された代理人に限る。

カ　入札書に入札金額、入札者の記名及び押印があり、入札内容が分明であること。なお、代理人が入札をする場合は、入札書に代理人の記名及び押印があること。（電子入札を除く。）

キ　入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。（電子入札を除く。）

ク　再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

（ア）初度の入札に参加して有効な入札をした者

（イ）初度の入札において、アからキまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、ウまたはエに違反して無効となった者以外の者

(5)　入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、仕様を満たさない者のした入札、提出書類に虚偽の内容を記載した者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(6)　契約書作成の要否

要作成

(7)　落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8)　その他

詳細は、入札説明書による。

入 札 説 明 書

ゲルマニウム半導体検出器一式の調達に係る一般競争入札（以下「入札」という。）の実施については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1　入札に付する事項

(1) 件名及び数量
ゲルマニウム半導体検出器一式

(2) 調達物品の規格、品質、性能等
別添仕様書のとおり

(3) 調達物品の条件等
別添仕様書のとおり

(4) 納入期限
平成24年3月30日（金）

(5) 納入場所
財団法人ひょうご環境創造協会 兵庫県環境研究センター（神戸市須磨区行平町3丁目1番29号）

2　入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たしていることについて、契約担当者による確認を受けた者であること。

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿（以下「名簿」という。）に登録されている者であること。
ただし、名簿に登録されていない者で、入札参加を希望し物品関係入札参加資格者の認定を求める場合は、平成23年12月14日（水）午後4時までに、所定の物品関係入札参加資格審査申請書に関係書類を添えて4(1)イに記載する受付場所へ持参して、入札参加資格の随時審査を受けること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(3) 県の指名停止基準に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を、一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（別紙様式第2号。以下「申込書」という。）の提出期限日及び当該調達の入札の日において受けていない者であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

3　入札参加の申込み

(1) 書面による入札

ア　提出場所
兵庫県出納局管理課（兵庫県神戸市中央区下山手通５－10－１）
電話番号（078）341－7711（内線4937）FAX（078）362－3928

イ　参加申込の期間
平成23年12月8日（木）から同月14日（水）（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

ウ　提出書類
（ア）一般競争入札参加申込書兼競争入札参加資格確認申請書
（イ）県が登録時に送付した「物品関係入札参加資格審査結果通知書」の写し

エ　入札参加資格の確認
（ア）入札に参加できる者の確認基準日は、前記イの最終日とする。
（イ）入札参加資格の有無については、提出のあった申込及び関係書類に基づいて確認し、その結果を平成23年12月19日（月）午後5時までに申込者へ文書（一般競争入札参加資格確認通知書）で通知する。

ついては、返信用封筒（定型長３）を入札参加申込書に添えて提出すること。
返信用封筒には、80円切手を貼付し、返信先の住所を記載しておくこと。

(2) 電子入札

ア 参加申込

兵庫県電子入札共同運営システム（以下「電子入札共同運営システム」という。）により行うこと。

イ 参加申込の期間

平成23年12月８日（木）から同月14日（水）までの午前９時から午後４時まで（土曜日及び日曜日を除く。また、12月14日（水）は午後４時までとする。）

エ 入札参加資格の確認

（ア）入札に参加できる者の確認基準日は、前記(1)イの最終日とする。

（イ）入札参加資格の有無については、提出のあった申込及び関係書類に基づいて確認し、その結果を平成23年12月19日（月）午後５時までに申込者へ電子入札共同運営システムで通知する。

(3) その他

ア 申込書、関係書類の作成及び提出に係る費用は、申込者の負担とする。

イ 提出された申込書及び関係書類は、入札参加資格の確認以外には、申込者に無断で使用しない。

ウ 提出された申込書及び関係書類は、返却しない。

エ 申込書の提出期限日の翌日以降は、申込書及び関係書類の差し替え又は再提出は認めない。

4 仕様確認及び仕様書等に関する質問

(1) 入札に参加を希望する者は、入札しようとする物品の仕様書との適合性について、次により必ず確認を受けること。

また、仕様書等交付書類に関して質問がある場合は、次により質問書（様式は任意。）を提出すること。

ア 受付期間

持参の場合は、平成23年12月８日（木）から同月14日（水）まで（土曜日及び日曜日を除く。）、毎日午前９時から午後４時まで（正午から午後１時までを除く。）の間に提出すること。

電子入札共同運営システムによる場合は、平成23年12月８日（木）から同月14日（水）、毎日午前９時から午後８時（12月14日（水）は午後４時までとする。）の間に提出すること。

イ 受付場所

兵庫県出納局管理課（兵庫県神戸市中央区下山手通５－10－１）

電話番号　078-341-7711（内線4937）FAX（078）362－3928

ウ 提出書類

（ア）仕様確認

・ 事前協議申込書

・ 仕様を満たしていることを確認できるカタログ等

（イ）質問

様式は任意

エ 提出方法

電子入札共同運営システム、持参又はＦＡＸにより提出すること。

オ 確認の結果

平成23年12月19日（月）午後５時までに、入札者に通知する。

(2) 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記(1)ウの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(3) 入札者は、上記(1)オにより承認された物品で入札すること。

5　契約手続において使用する言語及び通貨
　日本語及び日本国通貨
6　契約条項を示す場所及び日時
　兵庫県出納局管理課　平成 23 年 12 月８日（木）から同月 14 日（水）まで（土曜日及び日曜日を除く。）、毎日午前９時から午後４時まで（正午から午後１時までを除く。）

7　入札・開札の場所及び日時
(1) 場所　兵庫県庁西館１階　大入札室
(2) 日時　平成 23 年 12 月 21 日（水）午後３時

8　入札書の提出方法
(1) 書面による入札
　入札書は、入札日時に入札箱に投入すること。ただし、郵便（書留郵便に限る。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成１４年法律第９９号）第２条第６項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第９項に規定する特定信書便事業者による同条第２項に規定する信書便（以下「郵送等」という。）による場合は、入札書を封筒に入れて密封の上、その封皮に「入札書」と表記のうえ、宛て名及び入札物件等を記入し、平成 23 年 12 月 20 日（火）午後５時までに前記４(1)アの場所に必着すること。
(2) 電子入札
　平成 23 年 12 月 19 日（月）午後５時から同月 21 日（水）午後３時までに入札を行うこと。

9　入札書の作成方法
(1) 入札書は日本語で記載し、金額については日本国通貨とし、アラビア数字で表示すること。
(2) 入札書は所定の別紙様式によること。
(3) 入札書の記載に当たっては、次の点に留意すること。
　ア　件名は、前記１(1)に示した件名とする。
　イ　年月日は、入札書の提出日とする。
　ウ　入札者の氏名及び押印は、法人にあっては法人の名称又は商号及び代表者の氏名とし、また、印章は兵庫県に届出のものとする。
　エ　代理人が入札する場合は、入札者の氏名の表示並びに当該代理人の氏名及び押印があること。
(4) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の５に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
　万一誤って記載したときは、新しい入札書を使用すること。
(5) 入札執行回数は、２回を限度とする。
(6) 一度提出した入札書は、これを書換え、引換え又は撤回することはできない。
(7) 電子入札の場合については、電子入札共同運営システムにより入札を行うこと。入札書の記載方法等は上記(1)から(6)を準用する。

１０　入札保証金及び契約保証金
(1) 入札保証金
　入札保証金の納入を求める場合、契約希望金額（入札書記載金額の 100 分の 105）の 100 の５以上の額を、平成 23 年 12 月 20 日（火）正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。
　保険期間は本件入札の参加申込後で、平成 23 年 12 月 20 日（火）以前の任意の日を開始日とし、同月 28 日（水）以降の任意の日を終了日とすること。
入札保証金又は入札保証保険証書の保険金額が、契約希望金額（入札書記載金額の

100 分の 105）の 100 分の５未満であるときは、当該入札は無効となるので注意すること。

(2) 契約保証金

契約金額の 100 分の 10 以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。

１１　無効とする入札

(1) 前記２の入札参加資格がない者のした入札、仕様確認において承認された物品以外での入札、申込又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 入札参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において資格制限期間中である者、指名停止中である者等前記２に掲げる入札参加資格がない者のした入札は無効とする。

(3) 無効の入札を行った者を落札者としていた場合は、その落札決定を取消す。

１２　落札者の決定方法

(1) 前記１の物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和 39 年兵庫県規則第 31 号）第 85 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(2) 落札者となるべき同価の入札をした者が２者以上ある場合は、くじによって落札者を決定することとし、くじは、入札立会人に引かせることとする。

なお、くじを引くことを辞退することはできない。

(3) 予定価格の制限の範囲内の入札がないときは、再度の入札をし、別に定める日時において入札をする。

(4) 再度の入札をしても、落札者がないとき又は落札者が契約を結ばないときは、随意契約による。

１３　入札に関する条件

(1) 入札書は、所定の日時及び場所に持参、郵送等又は電子入札すること。

(2) 入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）を求める場合、所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が平成 23 年 12 月 28 日（水）まであること。

(3) 入札者又はその代理人が同一事項について２通以上した入札でないこと。

(4) 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は２人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

(5) 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

(6) 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。なお、電子入札の場合は、事前に承認された代理人に限る。

(7) 入札書に入札金額、入札者の記名及び押印があり、入札内容が分明であること。なお、代理人が入札する場合は、入札書に代理人の記名及び押印があること。（電子入札を除く。）

(8) 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。（電子入札を除く。）

(9) 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

ア　初度の入札に参加して有効な入札をした者

イ　初度の入札において、(1)から(8)までの条件に違反し無効となった入札者のうち、(1)、(4)又は(5)に違反して無効となった者以外の者

１４　入札の中止等及びこれによる損害に関する事項

天災その他やむを得ない理由により入札の執行を行うことができないときは、これを中止する。また、入札参加者の連合の疑い、不正不穏行動をなす等により入札を公正に執行できないと認められるとき、又は競争の実益がないと認められるときは、入札を取り消すことがある。これらの場合における損害は、入札者の負担とする。

１５　契約書の作成

(1) 落札者は、契約担当者から交付された契約書に記名押印し、落札決定の日から７日以内に契約担当者に提出しなければならない。

(2) (1)の期間内に契約書を提出しないときは、落札はその効力を失うことになる。

(3) 契約書は２通作成し、双方各１通保有する。

(4) 契約書の作成に要する費用はすべて落札者の負担とする。ただし、契約書用紙は交付する。

(5) 落札決定後、契約締結までの間に落札した者が入札参加の資格制限又は指名停止を受けた場合は、契約を締結しない。

１６　監督及び検査

監督及び検査は、契約条項の定めるところにより行う。

なお、検査の実施場所は、指定する日本国内の場所とする。

１７　その他注意事項

(1) 申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者は、県の指名停止基準により指名停止される。

(2) 入札参加者は、刑法、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等関係法令を遵守し、信義誠実の原則を守り、いやしくも県民の信頼を失うことのないよう努めること。

(3) 兵庫県暴力団排除条例（平成 22 年条例第 35 号）の趣旨を徹底し、暴力団排除を進めるため、契約者には、ア 暴力団または暴力団員でないこと、イ 暴力団及び暴力団員と密接な関係に該当しないこと、ウ ア・イに該当することとなった場合は契約を解除し、違約金の請求等についても異議がない旨の誓約書の提出を求めることとする。また、契約書には、ア及びイの場合の契約解除に関する条項を付加することとする。

１８　調達事務担当部局

〒650-8567　兵庫県神戸市中央区下山手通５－10－１

兵庫県出納局管理課（電話番号：(078)341-7711　内線 4937)

ゲルマニウム半導体検出器調達仕様書

本仕様書は、ゲルマニウム半導体検出器の調達について必要な事項を定めたものである。

1　調達品名　ゲルマニウム半導体検出器　一式

2　調達内容

ゲルマニウム半導体検出器について調達し、設置（必要な付帯工事を含む）、調整、試験等を行う。

3　機器構成

（1）高純度Ｇｅ半導体検出器　1台

①結晶タイプ

同軸型

②相対効率

保証値 25%以上

③エネルギー分解能

FWHM ^{60}Co 1.33 MeV ガンマ線に対して 2.0 keV 以下

④ピーク／コンプトン比

^{60}Co 1.33 MeV ガンマ線に対し 50:1 以上

⑤エネルギー範囲

50 keV ～ 10 MeV

⑥温度サイクル

液体窒素温度と室温のサイクルが可能であること。

⑦結晶保護

検出器の保護機構（電源自動遮断）があること。

（2）デジタルスペクトルアナライザ　1台

・信号処理が DSP 方式であり、メモリが 16k チャンネル、24 ビット以上であること。

・高圧電源 0～±5000V を供給すること。

（3）遮蔽体　1台

・遮蔽体内部寸法 X250×Y250 又はφ280×H350 程度

・鉛 100㎜ 厚相当とし、特性 X 線に留意すること。

（4）液体窒素蒸発防止装置または電気冷却装置　1台

・液体窒素の蒸発を防止する電気式冷却装置が装備されていること。

・液体窒素容積は 20L 以上であること。

・重量式液体窒素モニターが装備されていること。

（5）データ処理装置　1式

①ワークステーションＰＣセット

・CPU：Core2Duo 相当以上
・RAM：２GB 以上
・HDD：160GB 以上
・OS：Windows XP 相当以上
・光学式マウス

②ディスプレイ（液晶 19 インチ以上）
③Ａ４レーザープリンター
④無停電電源装置（750VA 以上）

（６）各種解析ソフトウェア　１式

環境ガンマ線核種分析を行うために必要な次のプログラム、機能をすべて含むこと。分析手法は科学技術庁（文部科学省）マニュアル平成２年度版及び平成４年度版に準拠していること。これらはすべて、操作性を考慮したグラフィカル・ユーザインタフェースとともに提供すること。

①核種分析エンジン
②測定分析
③バックグラウンド分析
④MCA 制御・MCA プログラム
⑤分析結果帳票、報告書
⑥核データ編集
⑦エネルギ校正
⑧効率校正
⑨ピークトータル校正

（７）付属設備（空調設備）
・能力 30 ㎡相当以上

（８）インストレーション　１式
・ケーブル、ハブ等接続に必要な数

4　製作図

契約後、機器の仕様に関する詳細資料を提出すること。

5　検査

納入する機器は社内検査合格品とし、本仕様書に規定されている機能及び性能を発揮し、使用開始後に支障なく稼動するように総合的な試験を行うこと。

6　契約の範囲

本仕様書における契約の範囲は、機器の製作、設置（必要な付帯工事を含む。）、調整等の一切の事項を含むものとする。

7　書類の提出

機器の設置、調整完了後、速やかに次に掲げる書類を完成図書として提出すること。

機器仕様書・取扱説明書・保守点検基準・製品保証書・
メンテナンス体制に関する資料

8　技術指導

受注者は、兵庫県担当職員及び別に指定する者に対し必要な技術指導を行うものとする。

9　保証等

保守修理に応じる体制を整えるとともに、障害発生時にはすみやかに対応すること。

故意又は重過失によるものを除き設置後１年間は保証期間とする。ただし、自然災害その他不可抗力に起因するものについては、この限りではない。

なお、保証期間経過後であっても、隠れたかしを発見した場合には、無償で修理もしくは現品の交換を行うこと。

10　その他

(1) 機器の設置にあたっては安全、保安、設置施設の機能上の問題を生じないよう工事を行うこと。

(2) 機器の設置、電力線、信号等ケーブルの敷設、必要な手続きは請負者が行うこと。

(3) 本仕様書は、概要を示したものであり、本仕様書に記載されていない事項であっても機能上必要なものは含まれるものとする。

(4) 本仕様書に疑義が生じた場合は、県と協議し、その決定に従うこと。

11　納入場所

兵庫県神戸市須磨区行平町３丁目１番２９号
財団法人ひょうご環境創造協会 兵庫県環境研究センター　２階
（詳細な設置場所については別途指示する。）

12　納入期限　平成 24 年 3 月 30 日(金)
（具体的な納品(搬入)日、調整方法は、後日協議のうえ決定する。）

13　問い合わせ先

農政環境部環境管理局水大気課大気環境係　担当：長谷、鈴木
電話　078-362-3285　　FAX 078-362-3966

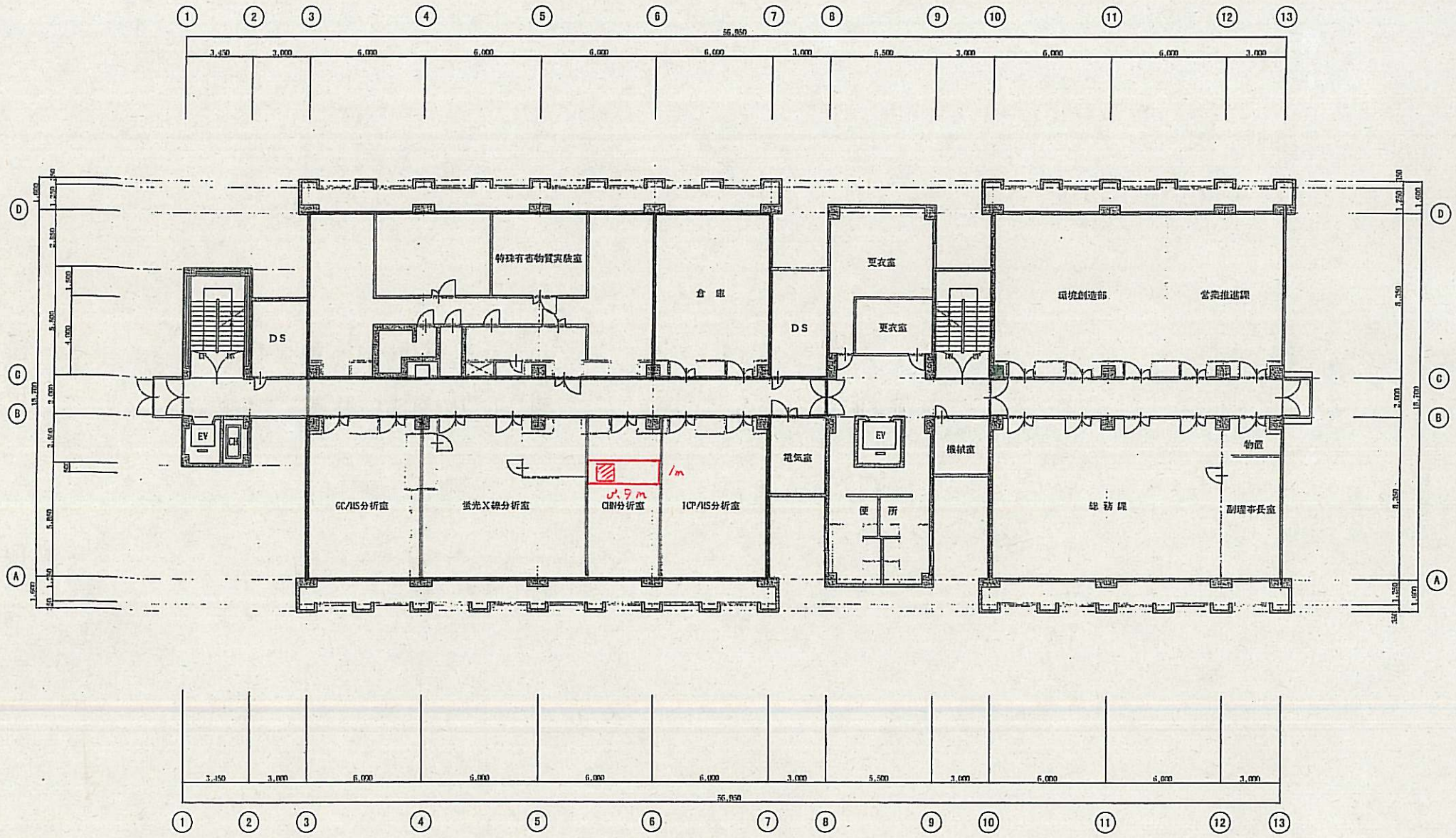

2階平面図　S=1:100

兵庫県環境研究センター2F
核種測定装置　設置場所見取図

物　品　入　札　書

件　　名　　ゲルマニウム半導体検出器

入札金額　　¥

（消費税及び地方消費税別）

内　訳

品　　目	数　量	単価	金　　額	摘 要
ゲルマニウム半導体検出器	1式	－		
計				

納　入　場　所　　財団法人ひょうご環境創造協会 兵庫県環境研究センター
（神戸市須磨区行平町３丁目１番 29 号）

納　入　期　限　　平成　２４　年　3月　３０　日　（　金　）

上記の物品については、兵庫県財務規則（昭和３９年兵庫県規則第３１号）、契約条項及びその他関係書類等を熟知のうえ、上記の金額をもって入札します。

平成　　年　　月　　日

兵庫県契約担当者
兵 庫 県 知 事　様

住　　所

商号又は名称

代表者氏名　　㊞

代理人氏名　　㊞

物　品　入　札　書

件　　名　　ゲルマニウム半導体検出器

入札金額　　¥＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（消費税及び地方消費税別）

内　訳

品　　目	数　量	単価	金　　額	摘 要
ゲルマニウム半導体検出器	1式	－		
計				

納　入　場　所　　財団法人ひょうご環境創造協会 兵庫県環境研究センター
（神戸市須磨区行平町３丁目１番 29 号）

納　入　期　限　　平成　２４　年　3月　３０　日　（　金　）

上記の物品については、兵庫県財務規則（昭和３９年兵庫県規則第３１号）、契約条項及びその他関係書類等を熟知のうえ、上記の金額をもって入札します。

平成　　年　　月　　日

兵庫県契約担当者
兵 庫 県 知 事　様

住　　所
商号又は名称
代表者氏名　　㊞
代理人氏名　　㊞

代理人が入札するときは、押印の必要はありません。

代表権のない社員が出席する場合には、代理人として記入、押印が必要です。
また、委任状の添付が必要です。

使用する印鑑は、委任状に押印した印鑑と同じものを使用してください。

【再入札用】

物　品　入　札　書

件　　名　　ゲルマニウム半導体検出器

入札金額　　￥＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（消費税及び地方消費税別）

内　訳

品　　目	数　量	単価	金　　額	摘 要
ゲルマニウム半導体検出器	1式	－		
計				

納　入　場　所　　財団法人ひょうご環境創造協会 兵庫県環境研究センター
（神戸市須磨区行平町３丁目１番 29 号）

納　入　期　限　　平成　２４　年　3月　３０日　（　金　）

上記の物品については、兵庫県財務規則（昭和３９年兵庫県規則第３１号）、契約条項及びその他関係書類等を熟知のうえ、上記の金額をもって入札します。

平成　　年　　月　　日

兵庫県契約担当者
兵 庫 県 知 事　様

住　　所

商号又は名称

代表者氏名　　㊞

代理人氏名　　㊞

【入札不調時協議用】

物　品　見　積　書

件　　名　　ゲルマニウム半導体検出器

見積金額　　¥＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（消費税及び地方消費税別）

内　訳

品　　目	数　量	単価	金　　額	摘 要
ゲルマニウム半導体検出器	1式	－		
計				

納　入　場　所　　財団法人ひょうご環境創造協会 兵庫県環境研究センター
（神戸市須磨区行平町３丁目１番 29 号）

納　入　期　限　　平成　２４　年　3月　３０日　（　金　）

上記の物品については、兵庫県財務規則（昭和３９年兵庫県規則第３１号）、契約条項及びその他関係書類等を熟知のうえ、上記の金額をもって見積します。

平成　　年　　月　　日

兵庫県契約担当者
兵 庫 県 知 事　様

住　　所

商号又は名称

代表者氏名　　㊞

代理人氏名　　㊞

委　任　状

私は　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　を代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

ゲルマニウム半導体検出器　の入札及び見積に関する一切の権限。

受　任　者 使 用 印 鑑	

平成　　年　　月　　日

兵　庫　県
契約担当者　兵 庫 県 知 事　様

住　　所

商号又は氏名

代 表 者 氏 名　　㊞

入　札　の　注　意　事　項

（紙による入札の場合）

1　代表者が入札される場合

代表者印を持参して下さい。なお、委任状の提出は不要です。

2　代理人が入札される場合

代表者ではなく**代理人が入札される場合は、委任状が必要です。**（ただし、電子入札共同運営システムの利用による入札（以下「電子入札」という。）の場合は、不要です。）

同封の委任状に、委任者印・代理人印を押印、必要事項を記入のうえ、入札時に持参してください。

なお、念のため、当日代理人の印鑑（委任状に押した印鑑と同じ印鑑）を持参してください。

3　入札書について

①入札書は、同封の「物品入札書」及び「物品入札書【再入札用】」を用意してください。

（うち、【再入札用】は、再入札時に使用していただくことになりますので、金額欄は記入しないで用意してください。）

②どちらも、社印、代表者印（代理人が参加の場合は「代理人印」欄に代理人印）を押印しておいてください。

※　社印、代表者印（代理人が参加の場合は「代理人印」）の押印がない入札書は無効となります。

※　入札金額を訂正した入札書は無効となります。

4　見積書について

見積書は入札が不調になった場合に、希望者と協議を行う際に使用するものです。あらかじめ社印、代表者印（代理人が参加の場合は「代理人印」欄に代理人印）を押印しておいてください。

また、**入札時に誤って見積書を提出しないようご注意願います。**

5　消費税及び地方消費税（相当額）について

入札書・見積書には、消費税及び地方消費税（相当額）は記入しないでください。

※　消費税及び地方消費税（相当額）は契約の段階で加算します。

提出書類等の注意事項

下記に示す書類を、持参により提出して下さい。ただし、１、２、４及び５については、電子入札共同運営システム（以下「電子入札システム」という。）による提出が可能です。

１　入札参加申込み**（期限：平成２３年１２月１４日（水）午後４時）**

① 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書
② 物品関係入札参加資格審査結果通知書の写し
③ 返信用封筒（８０円切手を添付の上、宛先を明記する事）

ただし、電子入札システムの利用による入札（以下「電子入札」という。）の場合は、同システムにより申請を行って下さい。このとき、提出書類等の添付ファイルとして、担当者の氏名、連絡先電話・ＦＡＸ番号のわかるファイル（書式・ファイル形式は問いません。）を添付して下さい。一般競争入札参加資格の確認結果については、同システムにより通知します。

２　仕様確認について証明する書類等**（期限：平成２３年１２月１４日（水）午後４時）**

① 事前協議申込書
② 仕様を満たしていることを確認できるカタログ等

３　入札保証金（入札保証保険）**（期限：平成２３年１２月２０日（火）正午）**

契約希望金額（入札書記載金額の１．０５倍）の**１００分の５以上**の額の入札保証金を納入して下さい。ただし、兵庫県を被保険者とする入札保証保険に加入した場合は、その保険証書を提出して下さい。

保険期間は、本件入札の参加申込み後で、平成２３年１２月２０日（火）以前の任意の日を開始日とし、平成２３年１２月２８日（水）以降を終了日とすること。

４　入札日**（平成２３年１２月２１日（水）午後３時００分：兵庫県西館１階大入札室、電子入札の場合を除く。）**

①　一般競争入札参加資格確認通知書の写し
②　入札書・入札内訳書　各２通（１回目入札用、再入札用）
③　委任状（代理人が出席する場合のみ）

※郵送の場合は**平成２３年１２月２０日（火）午後５時まで**に③を除く書類を提出して下さい。

＜電子入札の場合＞

電子入札書提出期間：平成 23 年 12 月 19 日（月）午後５時～12 月 21 日（水）午後３時

５　再入札について

第１回目の入札に付し予定価格を超過していた場合、入札者またはその代理人の全てが立ち会っている場合には、直ちに再入札に移行します。

ただし、電子入札システムによる入札参加がある場合は、再入札日時は平成２３年１２月２６日（月）午後３時００分を予定しております。

なお、郵送での入札参加がある場合等には、再入札日程については、別途設定し、第１回目の入札終了後御連絡させていただきます。

６　契約時（落札業者のみ）

①　契約書　２通、誓約書　１通（管理課で準備する契約書及び誓約書に記名・押印すること）
②　契約保証金（履行保証保険）

本契約と同時に、契約金額（入札書記載金額の１．０５倍）の**１００分の１０以上**の額の契約保証金を納入して下さい。ただし、兵庫県を被保険者とする履行保証保険に加入した場合は、その保険証書を提出して下さい。

※この注意事項はあくまでも入札希望者の便宜を図るために作成したものですので、各入札者においては、入札公告・入札説明書・仕様書等を熟読の上、必要書類の作成及び提出をして下さい。

契　　約　　書（案）

１　品　　名　　ゲルマニウム半導体検出器　一式

２　規格(形式)　　仕様書のとおり

３　数　　量　　１式

４　契約金額　　¥　　－
（うち消費税及び地方消費税の額　¥　　－）

５　納入期限　　平成２４年3月３０日（金）

６　納入場所　　財団法人ひょうご環境創造協会 兵庫県環境研究センター
（神戸市須磨区行平町 3 丁目 1 番 29 号）

７　契約保証金

８　納入の方法　　兵庫県の指示による

兵庫県（以下「甲」という。）と　　（以下「乙」という。）とは、上記物品の納入について、次の条項に従い互いに信義を守り、誠実にこれを履行するものとする。

（総　　則）

第１条　乙は、甲の示す仕様書及び図面又は見本に基いて、頭書の納入期限内に物品を納入しなければならない。

２　乙は、納入すべき物品について品質が明らかでなく、又は特別の指示をうけてないときは、高級な品質を有するものを納入しなければならない。

３　乙は、仕様書及び図面又は契約条件に明示されていない事項について、物品の納入に当然必要なことは、甲の指示によらなければならない。

（検　　査）

第２条　乙は、物品を納入しようとするときは、納品書正副２通を提出し、立ち会いの上、甲の検査を受けなければならない。

２　検査に要する費用及び検査による変質、変形又は消耗及び損傷した物品の修繕等の費用はすべて乙の負担とする。

３　乙は、第１項に規定する検査に立ち会わなかったときは、検査の結果につき、異議を申し立てることができないものとする。

（手直し、補強又は取換え）

第３条　乙は、納入する物品が不良のため、前条第１項の検査に合格しなかったときは、甲の指定した期限内にこれを手直しし、補強し、又は取換えて検査を受けなければならない。

（給付の完了）

第４条　甲は、検査に合格した物品につき、その引渡しを受けるものとする。

２　物品の容器、包装等は、特に定める場合を除き、甲の所有とする。

（危険負担）

第５条　物品の納入前に生じた損害は、すべて乙の負担とする。

（かし担保）

第６条　乙は、納入した物品で、隠れたかしがあるときは、この契約を履行した日から１年間、無償で手直しし、補強し、又は取換えなければならない。

２　乙は、甲に対して、前項に規定するかしにより生じた損害を賠償しなければならない。

（権利、義務の譲渡禁止）

第７条　乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、甲の書面による承認を受けた場合は、この限りでない。

（代金の支払等）
第８条　甲は、この契約に基づく給付の完了を確認した後、乙の適正な支払請求書を受理した日から３０日以内に契約金額を支払うものとする。ただし、特別の理由がある場合においては、この限りでない。
（分　　納）
第９条　乙は、甲の要求があったときは、物品の数量を分割して納入するものとする。
２　乙は、前条の規定により、分割納入したときは、甲に既納部分の範囲内において代価を請求することができる。
（乙の請求による契約履行期限の延長）
第１０条　乙は、天災地変、その他やむを得ない理由により、契約の履行期限内に物品を納入することができないときは、甲に対して、遅滞なくその理由を明らかにした書面により、期限の延長を求めることができる。この場合において、甲が正当と認めたときは、甲、乙協議して書面により延長日数を定めるものとする。
（契約の解除）
第１１条　甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合においては、この契約を解除することができる。
(1)　乙の責めに帰すべき理由により、契約の履行期限内に契約を履行しないとき、又は契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。
(2)　法令の規定により、営業に関する許可を取り消され、又は営業の停止を命じられたとき。
(3)　乙又はその代理人その他の使用人が検査を妨げたとき。
(4)　乙又はその代理人が、この契約事項に違反し、そのため契約の目的を達することができないとき。
(5)　乙又はその代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用していた者が、この契約の入札に関して地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４第２項第２号に該当すると認めたとき。
２　甲は、前項に規定する場合のほか、特に必要があるときは、この契約を解除することができる。
３　第１項の規定による解除に伴い、乙に損害が生じたとしても、乙は甲に対してその損害を請求することはできない。
４　甲は、第１項の規定により、この契約を解除したときは、乙の請求により既納部分の代価を支払って当該部分の所有権を取得するものとする。
５　第１項の規定により、この契約を解除した場合においては、乙は契約金額の１０分の１に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に甲に納付しなければならない。
６　前項の場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。
７　甲は、この契約を解除しようとするときは、その理由を記載した書面により、乙に通知するものとする。
第１２条　甲は、適正な契約の履行を確保し、暴力団を利することがないよう 、必要に応じ警察本部長に対し意見を聴いた結果、若しくは警察からの通報に基づき、乙が次の各号の一に該当することが判明した場合は、契約を解除することができる。
(1)　暴力団排除条例(平成 22 年兵庫県条例第 35 号(以下「条例」という。)第 2 条第 1 号に規定する暴力団
(2)　条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員
(3)　条例施行規則第 2 条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者
２　前項の規定により契約を解除する場合においては前条第 3 項から第 7 項の規定を準用する。
（情報の利用）
第１３条　甲は前条の規定により得た情報を､他の契約において暴力団等を排除するための措置を講じるために利用し、又は兵庫県公営企業管理者及び兵庫県病院事業管理者に提供することができるものとする。
（履行遅延の場合の違約金）
第１４条　乙は、その責めに帰すべき理由により、契約の履行期限内に物品を納入しないときは、契約の履行期限の翌日から履行の日までの日数に応じ、契約金額につき年１０．７５パーセントの割合で計算した額を違約金として甲に納入しなければならない。
２　乙は、第３条の手直し、補強又は取換えが指定期限後にわたるときは、前項に基づき違約金を納入しなければならない。
３　前各項の違約金徴収日数の計算については、検査に要した日数は、これに算入しないものとする。
（賠償の予約）
第１５条　乙又はその代理人、支配人その他使用人若しくは入札代理人として使用していた者が、この契約の入札に関して次の各号のいずれかに該当したときは、契約金額の10分の２に相当する額を賠償金として甲が指定する期間内に甲に支払わなければならない。物品の納入後も同様とする。

(1)　刑法（明治40年法律第45号）第96条の６による刑が確定したとき。
(2)　刑法第198条による刑が確定したとき。
(3)　公正取引委員会が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条第１項の規定による排除措置命令を行い、同条第７項の規定により当該命令が確定したとき。
(4)　公正取引委員会が、独占禁止法第50条第１項の規定による課徴金納付命令を行い、同条第５項の規定により当該命令が確定したとき。
(5)　排除措置命令又は課徴金納付命令を不服として、独占禁止法第52条第１項の規定による審判の請求を行った後、これを取り下げたため、同条第５項の規定により当該命令が確定したとき。
(6)　公正取引委員会が、独占禁止法第65条、第66条第１項、同条第２項、同条第３項又は第67条第１項の規定による審決（第66条第３項の規定中、原処分の全部を取り消す旨の審決を除く。）を行い、当該審決が確定したとき。
(7)　公正取引委員会が行った審決に対し、独占禁止法第77条の規定により審決取消しの訴えを提起し、その訴えについて請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき
２　前項の規定は、甲に生じた損害の額が同項に規定する賠償金の額を超える場合において、甲がその超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。
（契約の変更、中止）
第１６条　甲は、必要があると認めるときは、乙に対して、書面による通知により契約の内容を変更し、又は中止させることができる。この場合において、契約金額又は納入期限を変更する必要があると認めるときは、甲、乙協議して書面によりこれを定めるものとする。
（事情の変更）
第１７条　契約の締結後において、予期することのできない経済情勢の変動等により、契約金額が著しく不当と認められる事情が生じたときは、甲、乙協議の上、契約金額その他の契約内容を変更することができる。
（調査への協力）
第１８条　甲（契約担当者）は、この契約に係る甲の適正な予算執行を検証するため、必要があると認めた場合は、乙（業者）に対し、甲が行う調査に必要な物品の出納に関する帳簿の閲覧又は情報の提供等の協力を要請することができる。
２　乙は、甲から前項の要請があった場合は、特別な理由がない限りその要請に応じるものとし、この契約の終了後も、契約終了日の属する県の会計年度を含む６会計年度の間は同様とする。
(警察の捜査への協力)
第１９条　乙は、この契約の履行に当たり、暴力団員若しくは暴力団員等から業務の妨害その他不当な要求を受けたときは、甲にその旨を報告するとともに、警察に届け出て、その捜査等に協力しなければならない。
（協　　議）
第２０条　この契約について疑義のあるとき、又はこの契約に定めのない事項については、財務規則（昭和３９年兵庫県規則第３１号）によるほか、甲、乙協議の上、定めるものとする。

この契約の証として、本書２通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その１通を保有する。

平成　　年　　月　　日

甲　兵　庫　県　　神戸市中央区下山手通５丁目１０番１号

兵庫県知事　井戸　敏三

乙　住　　所

会　社　名

代 表 者 名

誓　約　書

兵庫県暴力団排除条例（平成22年条例第35号。以下「条例」という。）を遵守し、暴力団排除に協力するため、下記のとおり誓約する。

記

１　条例第２条第１号に規定する暴力団、又は第３号に規定する暴力団員に該当しないこと

２　兵庫県暴力団排除条例施行規則（平成23年公安委員会規則第２号。）第２条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者に該当しないこと

３　上記１及び２に違反したときには、本契約の解除、違約金の請求その他県が行う一切の措置について異議を唱えないこと

平成　　年　　月　　日

兵庫県知事　　様

住　　所
会 社 名
代表者名　　印